

昭和二十九年四月十三日(火曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 瀬戸山三男君 理事 田中 角榮君

理事 志村 茂治君 理事 細野三千雄君

理事 逢澤 寛君 理事 仲川房次郎君

堀川 恭平君 松崎 朝治君

五十嵐吉蔵君 村瀬 宣親君

三鍋 義三君 菊川 忠雄君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君

建設事務官 石破 二朗君

(大臣官房長) 建設事務官 濹江 操一君

(計画局長) 建設事務官 鶴海良一郎君

(計画局長) 専門員 西畑 正倫君

委員外の出席者

建設事務官 西畑 正倫君

(計画局長) 専門員 西畑 正倫君

四月十二日

委員細野三千雄君辞任につき、その補欠として大矢省三君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員大矢省三君及び有田二郎君辞任につき、その補欠として細野三千雄君及び堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

同日

細野三千雄君が理事に補欠当選した。

四月十三日

公共工事の前払金保証事業に関する

第一類第十六号

建設委員會議録第二十号

昭和二十九年四月十三日

建設委員會議録第二十号

昭和二十九年四月十三日

建設委員會議録第二十号

昭和二十九年四月十三日

建設委員會議録第二十号

昭和二十九年四月十三日

建設委員會議録第二十号

昭和二十九年四月十三日

法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四二号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理事の互選

小委員及び小委員長の選任

土地区画整理法案(内閣提出第二二八号)

土地区画整理法施行法案(内閣提出第二二九号)

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)

提出第一四二号)

〇久野委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。建設事務官(計画局長)西畑正倫君が昨日委員を辞任された。本日再び本委員となりましたが、同君は理事でありますので、これが補欠選任を行われはなりません。この補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

〇久野委員長 御異議なしと認めて、理事に細野三千雄君を指名いたします。

〇久野委員長 次に諮りいたします。水道に関する調査のため、小委員十五名をもつて水道に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

〇久野委員長 御異議なしと認めて、次に小委員及び小委員長の選任であります。これは委員長に御一任願いたいと存じます。

〇久野委員長 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)を、まず提案理由の説明を聴取いたします。南政務次官

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

〔異議なしと認める者あり〕

〇久野委員長 御異議なしと認めて、次に小委員及び小委員長の選任であります。これは委員長に御一任願いたいと存じます。

〇久野委員長 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)を、まず提案理由の説明を聴取いたします。南政務次官

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案

いて、その債務を保証する事業
第十九条の次に次の一条を加える。

(金融保証約款)

第十九条の二 保証事業会社は、前条第一号又は第二号に規定する債務の保証に關する契約を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の承認を受けた公共工事金融保証約款又は建設機械金融保証約款(以下「金融保証約款」と総称する。)に基かなければならない。

金融保証約款において定めるべき事項は、建設省令で定める。

第十二条第三項から第九項までの規定は、金融保証約款に關する承認について準用する。この場合において、同条第三項、第五項及び第八項中「保証約款」とあるのは、「金融保証約款」と読み替えるものとする。

第二十一条中「保証約款」の下に「若しくは金融保証約款」を加える。

第二十五条第一項中「土木建築に關する工事の請負を業とする者」は、「土木建築に關する工事(第二條第一項の規定により土木建築に關する工事に含まれる機械類の製造を含む。)以下本条中同じ。」の請負を業とする者は、に改める。

第二十六条中「第十二条」の下に「第十九条の二」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〇南政府委員 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由並びにその概要について御説明申し上げます。

本法律案は、追つて御説明申し上げますこととなります。建設機械抵当法案と同様、わが国建設工事の機械化を促進することをその目的としたものでござい。すなわち、公共工事の前払金の保証事業に関する法律により設立せられております建設業保証事業会社をして、従来の業務のほか新たに政府、地方公共団体が建設機械の製造代金の前払いをいたします際におけるその保証をなし得ることとする。に、建設業者が建設機械購入のための資金の融通を受ける際に、その債務の保証をなし得る道を開き、もつて建設業の機械化促進に寄与せしめんとするものでございまして、これが本法律案提案の理由でござい。以下本改正案の主要な点につきまして御説明申し上げます。

第一に、現行法による土木建築の工事に關する前払金保証に關するに、これらの建設機械の製造に關する前払金を前払金保証の対象といたし、建設機械の製造を容易ならしめ、もつて公共工事の適正な施工に万全を期することとしたのでござい。第二に、建設機械抵当法案による建設機械の抵当制度のみでは、金融機関に対する担保として十分でない場合も考えられますので、これらの金融機械

購入のための長期借入金につきましても、現行法において保証事業会社が兼業として営むことを認められている運用資金に関する債務の保証事業と同様に、債務の保証を行い得るようにしたものである。

第三に、保証事業会社の兼業として行います金融保証事業は、今後重要性を加えて参りますので、前払金保証約款におけると同様、その約款につきましても、建設大臣の承認を受けることを必要としたのでございます。

以上公共工事の前払金の保証事業に
関する法律の一部を改正する法律案の
提案理由並びに主要な事項について説
明申し上げたのでありますが、何とぞ
慎重御審議の上すみやかに御可決あ
らんことをお願いする次第でございます。
す。

なお、本法律案より先に、建設機械
 抵当法案の御審議をお願いいたします
 はずでございましたが、御承知の通り、
 建設機械抵当法案は、法文が長いもの
 で印刷が手間とつておる關係上、本
 法案が先に提案せられた段を、ひとつあ
 しからず御了承願いたいと存じます。

○田中(角)委員　議事進行について、委員長に一言要望しておきたいのであります。建設機械抵当法案は本日提案になる予定であり、また法律関係でありますので、特に法務委員会付託を法務委員会理事会等において希望していただけるようであります。この法案は

ただいま提案理由の説明がありました。法律案と、うらはらの法律案でありますから、当然この委員会に付託せらるべきだと思いますので、議長との間の折衝を委員長においてしかるべくやられて、万遺憾なきを期せられたいと存じます。

○ ۱۶۶۶

○久野委員長　ただいまの田中君の御説ごもつともございまして、一昨日は私は法務委員長と会見しましてこの由申入れをし、さらに事務総長とも会いまして、議長にしかるべくおとりはかいらひ願うように話合がいたしてありますので、この法案は当然建設委員会にかかるものと考えておりますが、なお私もさらに折衝をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○村瀬委員 この際、既存の公共工事前払金保証事業会社に関する資料の提出を、委員長を通じてお願いをしておきます。それはこの公共工事の前払金保証事業に関する法律が提案されましたときに、当委員会ですいぶん議論を尽したのでありますがこの会社は、いわば人のふんどしで相撲をとるといつ

たような会社であります、非常に考へつきはよいのでありまして、これによつて、日本の公共工事は非常に進んだ新たな形態に入ることができると、私たちは非常な期待を持つたのであります。一体前払金保証事業会社は、全
国一律ということは結局法律では置か

なかつたのでありますが、一、今多分三
つできておるのではないかと思います
が、その会社についての保証料並びに
保証基金を一銭ずつとることにしてお
つたはずであります。あるいはその後
五厘にかえたというようなことも聞い
ておりますが、そういう保証基金がど

れだけあり、保証料がどれだけあり、
 そうして最近これで賃例れになつてし
 まつたという例はあまり聞かないので
 ありますが、これは一つの保険会社み
 たいなものでありますから、その保証
 金としては幾ら支払つたか、全然支払

つてないか。全然支払つてなければ、

厩大な社内保留金ができると思うのでありますが、これはどうなつておるか。私は何も検査員でもなければ、会社内部の信用をどうしようという意味でもありません。今度新たにこういう意味で改正をして機械の購入に対しても前払いをしようというのでありますから、それには今までの実績がどうなつておるかを必要がある。決して会社の状態がどうであるか、もうけ過ぎ、経理状態がどうであるか、もうけ過ぎ

ておるか、あるいは欠損が行つておるかということ調べる意味ではありませんから、支障のない範囲において、できるだけ詳しくそういう面の資料を出していただくように、委員長におとりはかきをお願いいたします。

○久野委員長　村瀬君より御要求の資料は、しかるべくとりはかきたいと

○久野委員長 次に土地区画整理法案及び土地区画整理法施行法案の二案を一括して議題とし、前会に引続き質疑を続行いたします。細野三千雄君。

○細野委員 私はこの法案につきまじし、この大筋には賛成であります。

その大體に對しては、一應こまかい点について、法文の順序に従つて二、三お尋ねしたいと思つてあります。

(委員長退席、田中(角)委員長代
理着席)

今度の法律が、借地権者の權利をある程度認められたということは、非常

にいい点だと思いますが、借地権者というものは、借地法が全国に施行されてから、どのくらいになりますか。まして昭和十六年だつたから、もう十たしか昭和十六年だと思います。借地権が四、五年になると思います。私はおそらく非登記されている例は、私はおそらく非

常に少ないのではないかと思います。私

は現在借地人でありますけれども、別に登記はしていない。登記はしてないけれども、借地権の存在を主張するのにも、何らさしつかえないと思います。わざわざ登記料を払つてまで登記する必要はない。でありますから、未登記の借地権者というのが、非常に多いと思うのであります。これが本法の適用を受けます場合には、申告しなければならぬ。しかるに、申告の場合には

地主さんの連署を得るか、またはそれを証明する何らかの書類を出さなければならぬということが、八十五条で規定せられております。そこでまず第一に地主さんの連署を得るということでありますが、実際問題として、はたしてこれができるかといえますならば、さしつかえないもののようではあります。

すけれども、地主さんはなるべくそういうような書面には判を押したがりなないのであります。でありますから、今度は何らかの証拠をもつて届出をする場合には、これを立証しなければならぬ。ところが、実際借地人と地主さんの間に、借地契約書を交換して持つ

てゐるとか、借地人の方が契約書を持つてゐる場合はないのではないか。借地権を屈ける場合に添えるべき証書書類というものは、どういふものがあるか、結局地代の受取りくらいしかないではないか。しかし、その地代の受取書には、この八十五条の要求するよう

な、たとえば、どこかの何番地の何坪の地代の受取りだということまでは明記してない場合が多いのであります。ただ金の受取書だけではないのであります。なお、場合によつては、そういう受取書とそもない借地人も、往々に

してあるのではないかと考えられるの

であります。一體この場合の申告は、どの程度の書証の添付が必要であるのか、まず第一にその点を伺つておきます。

○南政府委員　お答え申し上げます。詳しいことは、なお課長が参つておりますから説明させていただきますが、私が記憶いたしております限りにおきましては、今細野さんの御質問にありましたように、地代の領収書だけで十分でございます。

ます。いずれにいたしましても、連署をした書類か、しからずんばその事実を証明する一つの証拠として、地代の受取りで十分である旨を施行令に定めるつもりでございます。しかし、その受取りさえもないような場合がございます。また場合によっては、地代の受取りに匹敵する、または同等の価値を持つてい

他の書証なり人証、物証がございますれば、そういう方面の規定までもある程度いたしたいと思つておりますが、大体は借地権の存在を知らしめるに足る時代の受取りというようなものは、普通の賃貸借契約といたしまして、必要欠くべからざるものと思ひます。

大地地代の受取りで十分ではなからう
かとも考えております。しかしお言葉
のように、それさえもないような場合
がございまして、他の事実によつて
借地権の存在を明確に立証すること
ができるような場合はさしつかえない
。こういふふうに考えております。

○細野委員　なお、この届出をするにつきまして、十九条でありましたか、公告のあつた日から一箇月という期限が付されております。一方八十五条の方にありますのは、期限が定めてないのでありますが、これはどういう関係

○鶴海説明員 十九条の申告と八十五
条の申告とは、趣旨が違うのでありま
して、十九条の申告は、十八条により
まして借地権者の同意を得ます場合
に、その員数なり地積なりが確定して
おらなければ、その三分の二の同意と

いうことが確定いたしましたので、その地積なり、頭数の確定のために十九九条の規定を設けたわけであります。従いまして、これは組合設立前の事前の行為でありますので、一月と限つたわけでありますが、八十五条の申告は、事業実施を通じて初めから終りまで関係がありますので、申告の期限を限らなかつたわけであります。

なお第二十条におきまして、利害関係者が意見書を提出することができるとしているように規定しておるわけでありまして、ここにいう利害関係者は、十九条で申告をした者に限るわけではないののでありまして、申告のない借地権者につきましても、ここにいう利害関係者に該当する、かように考えております。

○**綱野委員** なお組合が区画整理を施行する場合、二十五条によれば、借地権者はすべて強制加入といいますが、組合員とならなければならない。しか

それから利害関係人というものの範圍でありませんが、関係権者という言葉が使われておる場合には、すなわち区画整理の施行せられる土地の区域内の土地に何らかの権利があるものということになっておりますが、利害関係人という場合には、その土地には直接は

関係がないけれども、その土地に区画整理が行われることによって、区域外の者でも商売上影響があるのだというふうな人まで、利害関係人として意見を述べたりすることができるのでないのか、伺いたい。

○鶴海説明員 ただいまの御質問の第一点であります二十五条と五十八条の關係でありますが、二十五条は組合員の資格を規定した規定でありますし、五十八条は公共団体が区画整理事業を施行いたします場合の、土地区画整理審議会の委員の選挙に関する規定であります。それと趣旨は違つた規定であります。このいづれを通じて

も、申告に關します事項については、共通な考えを持つております。すなわち二十五条では、第二項の規定によりまして、申告のない権利は二十五条一項の適用につきましては、ないものとみなしますし、第五十八条の適用につきまして、同じように申告のない者はないものとして取扱うわけであります。従いまして、申告のない借地権者は、申告のない限りは組合員にもなれませんし、公共団体が施行いたしました場合に、委員の資格もないことになります。

ということは、非常にけつこうであり
ますが、これが一体採択されるかされ
ぬかは施行者によつて決定される。も
し採択されないという場合に、その採
択しないということに対して不服な場
合は、何らかこれを救済する方法があ

るのか。採択しないという通知は、行政訴訟の対象たる行政処分であるかどうか。おそらく行政処分ではないと思ひます。そうすれば、意見書を出すということは、結局あまり効果はないのではありませんかというようにも思ひますが、この点についてはいかがですか。

○館澤説明員 意見書を採択すべきかどうかにつきましては、判断は、それぞ

れ事業計画を定めます場合であるとか、あるいは換地計画を定めます場合によつて違つておるのでありますが、事業計画の例で申し上げますと、組合が事業計画を定めます場合は、意見書は知事のところにしまして、第三者である知事がその採否を判断するということになつております。施行者が判断するわけではないのであります。それから公共団体なり行政庁が事業計画を定めます場合の意見書は、これは知事にありますが、出ました意見書は土地地区画整理審議会に付議して、そこで採否

となつておりまして、施行者が恣意的に採否をきめるということにはなつておらぬわけであります。

なりを提起するということはなかなう
と思うのでありますが、意見書が採用
されなかつたその事業計画なり換地計
画の決定につきましては、施行者の決
定でありますので、これについて不服
のある者は、訴願なりあるいはさらに
訴訟という道が開かれておるわけであ
ります。

○鐵道委員　今意見書の採択、不採

について、審議会が決定する場合もあるかのような御答弁でありました。が、私はこの土地区画整理審議会というものは、どうも本法を読んでみまして、一つの決定機関ではないように思えます。のみならず七十条におきましては、行政庁が施行する場合には付属の機関だといふうなことが書いてあります。この七十条の場合は、審議会は行政機関であるのか。従いまして、審議会の委員は公務員になるのか。この委員が何か悪いことをすれば収賄罪になるのか。この審議会の性質は、ある

そこで、この土地区画整理審議会の意見に聞いて意見書の採否を決定することになつておるわけでありませう。

関であり、国に置かれた場合は国の機関であるわけでありまして、その構成員はもちろん国家公務員であり、あるいは地方公務員であると考えております。従いまして刑法の収賄、贈賄等の罰則の適用につきましても、公務員として取扱われることになると思っております。

○**総監委員** 次に、この審議会の委員でありませんが、今度新しく任期を設け、さらにリコールの制度ができたとは、一つの進歩だと思います。しかし、このリコールは全員の改選制度——全員といつても階層別の選挙でありますから、ある階層、すなわち借地人階層あるいは地主階層のそれ／＼の全員がリコールされるが、これははたして妥当なのかどうか。私はにわかには結論が出せないのではありませんが、これはなぜ不評な委員があればその委員一人だけをリコールすることにできない

かつたのであろうかということが第一点と、それから施行者は、ある場合学識経験者を五分の一まで選任することができるといふことになつておりますが、この選任については、施行者がその選任をするに於いて相談相手になるような制度を何か設けて置く必要はないか。施行者が独断で選んでやることになつておるが、この点に何か弊害が生ずるおそれがないか、こういつた点が心配になるのでありますけれども、その点について、政府はどういうふうにお考えになつておりますか。

○鶴海説明員 第一点のリコールであります。土地区画整理審議会の委員のリコールにつきましては、ただいまお話のありましたように、借地権者、所有権者それらのグループにつきましての全員のリコールを規定しておるわけでありまして、全員のリコールを規定いたしました理由は、いろいろあるものであります。せんだつて局長が瀬戸山委員に御答弁申し上げましたように、一つには、この審議会には予備委員が置かれております。予備委員が置かれております関係上、特定の委員だけがリコールを受けた場合には、予備委員の筆頭というか、一番上の順位にある人が必ず委員に繰上るわけでありまして、ところがリコールということとは、もう一度そのポジションにつきまして選挙し直すというのが本来の趣意であらうと思つたので、ここに予備委員の制度があります関係上、全員のリコールということをお考えましたのと、それからなお、その他いろいろ理由はあります。一つには、少数派といふか、委員の中の少数を代表しておる者、これは過半数の投票によ

りましてリコールということが可能でありまして場合には、常に不安定な状態に置かれておるわけでありまして、従ひまして、委員に問題があらます場合には、全員について選挙をやり直すといふことが一番適切であらう、かように考えまして、全員のリコールということにいたしましたのであります。

次に、学識経験者から委員を選びます場合の方法であります。これは施行規程で定めることにいたしておるものであります。本法案では、都道府県知事なり市町村長が、特にほかの機関に諮問いたすとか、意見を聞くとか、そういうことは規定してないものであります。一応都道府県知事なり市町村長の良識にまづてなしたい。なおそういうことによつて、非常に弊害が起らないかというお話であります。委員の定数の五分の一以下に数を限定いたしておるもので、さういふ弊害は起らないのではないかと、かように考えておる次第であります。

○細野委員 私は、この審議会というものがあるが、単なる諮問機関である場合が多い点から見まして、まあこの組合の場合の総代とか何とかにリコールの制度があるのは首肯し得るのであります。予備委員の委員についてリコール、しかも全員のリコールということにつきましては、まだ納得が行きません。まあそれはそれといひまして、次に総代が総代会に出席できない場合に、代理人が認められていないのはどういふ理由か、これが一つ。

次に評価員の問題であります。評価員は三人ということになつておるが、この三人の評価員は、別に三人が合議することには、つまり合議制になつていないのであります。しかも、この評価員の評価は、必ずしも決定権はないかのように見えるのであります。結局損失額等を決定する場合の一つの参考意見にする程度のものにすぎないと思つておるが、この評価員の評価がそれと非常に違つていふような場合が起るのではないかと、どの意見をよつていふか困るような場合が生ずるのではないかと、むしろ合議制にした方がいふではないかと考へられるのであります。その点についてはどういふお考えでありますか。

○鶴海説明員 第一点、総代の代理人の議決権といふことは、代理人をなせ認めないのかというお話であります。が、この総代は、各組合員の中から選挙によつて選ばれた人でありまして、この人ならばということに投票したしておるわけでありまして、みだりに他人によつて仕事を代行して行くといふことは好ましくない、かように考えまして、代理人の制度は、総代については認めなかつたのでございます。但し、書面によつて議決に参加するといふことは認めております。

それから評価員の評価の方法であります。これは本法案によりまして、方法につきましては別に規定はいたしておりません。三人以上の一人々々が独立に評価いたしまして、それを施行者が平均いたしますなり、その他の方法で適当な数値を出すといふこともけっこうでありまして、あるいは評価員全部が合議いたしまして評価の数値を出すといふこともけっこうであらうと思つております。

○細野委員 次に換地計画の点についてお尋ねしたいと思つております。過小宅地もしくは過小借地をなるべく整理しようという適正化の關係であります。が、この場合の基準となる地積は「政令で定める基準に従ひ」とあります。が、この政令の内容は、現在の特別都市計画法の施行令にある地積と大体同じやうなものと理解してよろしいかどうか、これが第一点であります。

それから第二点といたしまして、宅地の立体化であります。九十三条で「建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与える」とありますが、この建築物の一部を与えるといふのは、どういふことでありましようか。建築物といふものは、一箇の建築物として所有権の目的となると思つております。が、建築物の一部が権利の目的となり得るということとは、私はちよつとわからないのであります。結局これは共有ということになるのでありましようが、共有ではあるが、しかしそのある区画——共有となると、何か全体に権利が及ぶやうですが、一部分だけしかその権利が及ばない。この建築物の一部所有という關係が、どうも私にはよく理解できないのであります。これが第二点。

それからもう一つ、第九十五条にいろいろ列挙してありますが、その最後に「その他特別の事情のある宅地で政令で定めるもの」といふのは、一体どういふ宅地であるか。以上三点をお伺いします。

○鶴海説明員 宅地地積の適正化のため過小宅地の基準であります。これは大体特別都市計画法施行令によつてやりたいと思つております。それから宅地の立体化につきま

て、建築物の一部を与えるとはどういうことであるかというお話であります。が、ここに考へておられます建築物は、九十三条の第五項にもありますやうに、耐火構造でなければならぬといふことになっております。が、まあアパートのようなものを考へてつてつてつてかと思つておられます。アパートのそれぞれの居住区画の所有権を与えて行く。その場合に、階段であるとか廊下であるとか、そういった共用部分があることは当然であります。その部分につきましては、共有の持分を与える、かように考へておる次第であります。

それから九十五条の第一項第六号の「その他特別の事情のある宅地で政令で定めるもの」といふのは、たとえば古墳、墓地であるとか、あるいは特殊な地積であるとか、そういうもので地積を減すとか、あるいは位置をかへるといふことが困難なものであるわけでありまして、そういうものを指定して行きたいと思つております。

○細野委員 今の宅地の立体化で耐火構造であるといふことはわかつております。わかつておりますが、その中のある一區画が独立して権利の対象になるとはどうも私には思えない。たとえばそういう場合には、登記はどうするのですか。二階のどつちか側の部屋一つとして登記はできないはずですが、それはどういふふうになつておりますか、なお御説明をお願いしたいと思います。

御説明願いたいと思うのであります。それから損失補償にからみまして「通常生すべき損失」という言葉が使つてある場合が多いのですが、

〔田中(角)委員長代理退席、委員長着席〕

移転建築物の賃貸借料の増減の請求等の場合にはよつて生じた損失という文字が使つてあります。このよつて生じた損失という場合の方は、因果関係のある損害はすべて含む、通常生すべき損害のほか、特別の事情によつて生じた損害でも、原因結果の関係さえあれば、すべて補償するというふうに解釈していいのだから、この二点をあ

○細野委員 建築物の一部の所有権について、その所有権を与えるような取扱いができるかどうかというお話でありましたが、建物の区分所有権と申しますか、その一部についても、所有権を考へることはできると考へております。なお、登記等につきましては、法務省の民事局とも打合せをいたしまして、できるといふ建前をとつております。

それから損失の補償であります、本法の中には「通常生すべき損失」と書いてあるところと、それから「生じた損失」と書いたところとあるわけでありまして、この「生じた損失」といふのは、主として権利関係の調整のところにあります。これはたとへば百十六条等の場合におきましては、本来当事者間において損失の補償をすべきことを、施行者が間に一枚加わつておるといふ建前になつておりますので、この場合には通常生する損失のみならず、生じた損失をも補償するといふことにいたしておるわけであり

す。

○細野委員 従来の実例を、私はあまり知らぬのでありますが、一体補償する金額というものと、区画整理の総事業費との割合は、どんなふうになつておるのであるでしょうか。それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○細野委員 その方は、私担当いたしておりませんので、よくわかつておりません。今資料がありませんから、後ほど調査して御答弁申し上げます。

○細野委員 それから区画整理事業の国の補助金でございますが、従来は特別都市計画法の施行令では十分の八以内ではなかつたかと思ひますが、今度は二分の一以内になつてしまつたのであります。これは非常に緊縮といふ関係によつて、こゝなつたものと思ひますが、これはやはり財政上の事由によるものかどうか。それから受益者の負担額につきましては、百二十条によれば「政令で定める基準」といふことになつておりますが、この政令はどうか。この二点をお尋ねいたします。

しては、政令で定めることにいたして

おりました、法律上は二分の一という制限はないわけでありまして。それから補助金の規定は、百二十一条にあるわけでありまして、それは三条三項の規定による区画整理事業でありまして、公共団体が自発的に施行いたします区画整理事業につきましては、一定の条件のもとに二分の一以内の補助をするといふことにいたしておるわけであり

な。百二十条で、受益者負担金の規定を設けておるのであります。この場合にどういふ政令を定めるかといふ御質問であります。これは負担金をかけ得る限度を、政令ではつきりさせたいと思つております。すなわち区画整理をやりますれば、大体において宅地の値上りが行われるわけでありまして、その値上り分を越えて負担させるべきではないので、その値上りの限度を規定する、あるいは換地計画のところに規定してありますように、保留地の制度があるものであります。保留地をとりました場合は、その限度において負担金をかけることができな

いといふことを規定したい、かように考へております。

ういふところをやりたいといふお考え

が現在あるのかないのか、これをお伺いしておきたい。

○細野委員 建設大臣がみずから土地区画整理事業を行う場合といたしまして、今具体的にどこをやるといふうに固まつたものはないわけでありまして、建設大臣がみずから行う場合として予想されます事項は、三条四項にもありますように、一つには、建設大臣が河川工事であるとか、あるいは道路工事であるとか、そういった公共施設に関する工事を直轄で施行してあります場合に、その工事とあわせて区画整理をやつた方がよい場合、それからもう一つは、そういった公共施設に関する工事との合併施行の必要はないのでありますけれども、事務の性質といたしまして、たとえば東京都の衛星都市を建設する、衛星都市は、東京都内にも建設できるでござい

ますが、近県にも建設しなければならぬ。こういう場合に、東京都知事が隣の県に行つて工事をするとすることは、今のところでは適當でありませんので、国が行う。あるいは中央官衙計画に基きまして、中央官衙の敷地を区画整理するといふ場合には、これは国と直接の関係がある事業でありますので、東京都にやらすよりも大臣みずからやつた方が適當ではないか、かようなケースを考へておるわけであり

○菊川委員 今の細野氏の質問に關連

いたしまして、三点ばかり、起り得る具體的な問題を想定しながら、御説明をいただきたいと思ひます。

一つは、第十九条に關係してですが、ただいまの御説明によりまして、と、借地権の立証の方法としては一つは宅地の所有者と借地権者が連署する方法と、それからそれによらなくても借地権を証明する書類を添へればよろしい、こういうことだけはここに明瞭に出ておるのであります。この場合、あとの方の問題ですが、今現実に借地権が置かれておる姿を考へますと、時に戦災都市ですが、東京都などにおきましては、御承知のように終戦直後一応焼野原になつた。ところがそこに家を借りた借家人が、どういふ法律でしたか、とにかく臨時措置法であつたと思ひますが、それによつて地主なりあるいは前の借地人との話し合いがつかなくとも、とにかくそこにバラツクを建てる、あるいはそれにだん／＼手を加えて本建築になるというふうなことをやつても、臨時措置としてある期間までは認めるというふうな措置を法律でとつたと思つております。そういうことから、当時は地主も借地権者も、前のように家を建てて、そして前に住んでおつた借家人に貸すという能力がなかつたものだから、そういうふうにして今の戦災都市の戦災地が復興して来ているのが実情なんです。ところがその後の建てた借家人が、元の借地権者なりあるいは地主とそれと、借地契約なり何かを結んで、契約の更新をはからなければならぬことになつておりますが、事實は現状は、それがなか／＼違つて参つておりますか

ら、それがとれなくて係争中のものが相当あるのではありません。だから、そういう場合においては、占有権をそのまま活用しておるのであつて、それが借地権として相互に確認されないという状態ですから、地代など持つて行つても受取らない。そこで供託しているというところが、相当多いのです。これで当分さしつかえないわけですから、これも、この法律案によつて、今度区画整理審議委員の選挙をやるということになりますと、連署はもちろんできませんし、立証する書面も、契約書あるいは地代の受取り、こういうものもあるいはとれない場合があるかもしれない。そういうふうな場合を考へますと、おそらくこれは省令で定める場合に、何か研究願わなければならぬと思ふ。具体的な一つの問題と思ひますが、そういう場合はどういふふうになりますか。かへつてこの法律案によつて、この点を今から考へておかないと、何か紛争を起すのじやないかと思ひますので、この点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○鶴海説明員 ただいまの問題につきましては、省令を公布いたします場合に、十分考慮いたしたいと思つております。しかしながら、いずれにしましても、借地権を立証する何ものもないという場合には、これはいたしかたないのであります。

○菊川委員 今の問題で、たとえばまだ係争中であるという事実、あるいは供託をしていふふうなことも、やはり立証する書類の一つとして認めるようになりましようか、どうか、そういうことがわれ／＼望ましいと思ひますが、その点について、いかがですか。

○鶴海説明員 供託書を証拠としてただちに認めるかどうかということにつきましては、疑問があるうと思ひます。なおこの点につきましては、十分研究いたしましてお答え申し上げます。

○菊川委員 第二の点は第五十八条です。区画整理審議会の組織、それから委員に關連してありますが、その中の第九項で、例の委員のリコール制の問題です。この点については、細野委員からも質問があり、またこの間は村瀬委員からもいろいろとお尋ねがあつたやうであります。ここでの御説明によると、予備委員の制度を設けた。だから予備委員というものがあつた。一部のリコールでは、予備委員を繰上げるということのために、かへつて問題が不必要に起るおそれがあるという。この懸念から、全員のリコールということもやむを得ないというふうな結論に到達されたというふうな話がこの間あつたんです。そういう話ですと、一体十人から五十人の範囲内で審議会の委員をきめる場合において、各地の実情から何名になるか知りませんが、おそろく予備委員というものは、その中の比率はきつめて少数だと思ひます。そうすると、その少数の予備委員の、早く言えばある種の好ましからぬところの策動を予想して、全員リコールというのを認めるということとは、どうもわれ／＼から見ると、何か角をためて牛を殺すやうな結果になつてゐるのではないか、こう思ひのであります。むしろそういう場合に、逆に予備委員などは認めなくて必要ならばその分だけ補欠選挙をやつてはどうかというふうに考へるのですが、それうまでして予備委員を置かなければならぬという重要性がどこにあるかというところをお尋ねしたい。それからもう一つ全員リコールとなりますと、それはリコール制がやれないのではないのか、こう思ひます。というのは、その中に悪い人があるからリコールしろ、しかもその中の少数のものが策動するおそれがあるという御心配のようでありまして、三分の一以上の同意を得てリコールが、成立する。しかも今度はそれを一般に問うて過半数の賛成を得なければ、その人はリコールにならない、こういうのでありますから、これはなかなか少数の策動ではできないことなんです。つまりそれほど重大な過失を犯した、あるいは不適任と認められたことを考へられる場合においてのみ起るリコールですから、その場合に、そういう人をマークしてリコール制度を置く、これがつまり委員の一人々々を無言のうちに監督するということになるわけですから、それでなければ、リコール制という字句が生きません。ただ、こう私は考へておりますが、どう考へても、どうも全員のリコールという制度はリコールではなくて、要するに委員会の解散あるいは改選を要求するということなんだ。あつて、理論的にもどうも趣旨が違ふのではない。ここで問題になるのは、予備委員を置いたがために起るこういう弊害であるとするれば、それうまでして予備委員を置かなくてもいいんじゃないか、少数の策動があつて、常に不安定だからというあの御説明では、どうもリコール制というものの本来の趣旨からいつて納得できない、こ

う考へるのですが、この点はいかがですか。

○鶴海説明員 予備委員の必要性であります。これは現在戦災復興をやつておきます区画整理事業につきましても、特別都市計画法によつて置かれておるわけでありまして、この置かれておりますゆえんのものは、土地の所有者なり借地権者から委員が選ばれるのであります。その選ばれた所有者なり借地権者の持つておるそれらの権利を転々と譲渡するということが、都会地におきましては、相当頻繁に行われたいわね。そのたびごとに欠員が生じて、欠員補充の選挙をやつておつたのでは非常に煩瑣になるという趣前から、予備委員という制度を設けたわけでございます。

それから次に、リコールの場合なぜ全員をリコールしなければならぬかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたのは少数の策動によつて、委員の地位が不安定になると申し上げたのではなくて、委員の中には、少数者を代表する委員もあるんじゃないか。たとへば八分の一なり十分の一を代表する委員もあるわけでありまして、そういう人は、リコールを濫用いたしますと、常に不安定な地位にあることになるわけでありまして、そのことを申し上げたのであります。

○菊川委員 そうしますと、予備委員というものがどうしても必要であるとするれば、リコールによつて一部の者がやめた場合には、これはやはり選挙によつて行ふのであつて、予備委員を繰上げるということはできないのだ、それ以外の資格を失つた場合においては予備委員の繰上げができる、こういうふうにおきめになることが合理的じゃないか、そういうふうに考へるのです。が、こういう点いかがですか。

○鶴海説明員 さようなことも、立案の過程におきましては考へてみたのでございまして、かへつて煩瑣になると考へまして、原案のような規定にいたしましたわけでございます。

○菊川委員 先ほどからいろいろと伺つても、私どうしても納得行かないのは、どうもリコールの趣旨からいつて、委員の中で一人悪いことをした、それをやめさせる場合に、他のそういうことがあつてはならぬと思つて内部で一生懸命努力し、あるいは關つた諸君まで巻き込んで、何か一種の道義制度であつて、逆に言えば、悪いことをしてもお互いがかばひ合はなければならぬ、かへつてこういう弊害が多いのじゃないかと思ひますが、一体リコール制でそういう例がどこかにありますかどうか。あつてうまく行つていけば別でありまして、あつた場合には共同の責任であつて、そういう場合には三分の一以上の者の要求があり、過半数の同意があれば、ただちに全員が辭職してそして、委員の改選をやらなければならぬというものが、本来の趣旨ではないかと思ひますが、どうも私も落ちないのです。これは、私も一度考へてみましたが、御研究願わなければならぬ問題じゃないか。せつかくのけつこうなれないが逆になるのじやないかと思ひますので、こういう点について、御研究をもう一ぺんなさる用意があるかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○鶴海説明員 供託書を証拠としてただちに認めるかどうかということにつきましては、疑問があるうと思ひます。なおこの点につきましては、十分研究いたしましてお答え申し上げます。

○菊川委員 第二の点は第五十八条です。区画整理審議会の組織、それから委員に關連してありますが、その中の第九項で、例の委員のリコール制の問題です。この点については、細野委員からも質問があり、またこの間は村瀬委員からもいろいろとお尋ねがあつたやうであります。ここでの御説明によると、予備委員の制度を設けた。だから予備委員というものがあつた。一部のリコールでは、予備委員を繰上げるということのために、かへつて問題が不必要に起るおそれがあるという。この懸念から、全員のリコールということもやむを得ないというふうな結論に到達されたというふうな話がこの間あつたんです。そういう話ですと、一体十人から五十人の範囲内で審議会の委員をきめる場合において、各地の実情から何名になるか知りませんが、おそろく予備委員というものは、その中の比率はきつめて少数だと思ひます。そうすると、その少数の予備委員の、早く言えばある種の好ましからぬところの策動を予想して、全員リコールというのを認めるということとは、どうもわれ／＼から見ると、何か角をためて牛を殺すやうな結果になつてゐるのではないか、こう思ひのであります。むしろそういう場合に、逆に予備委員などは認めなくて必要ならばその分だけ補欠選挙をやつてはどうかというふうに考へるのですが、それ

うかというふうに考へるのですが、それうまでして予備委員を置かなければならぬという重要性がどこにあるかというところをお尋ねしたい。それからもう一つ全員リコールとなりますと、それはリコール制がやれないのではないのか、こう思ひます。というのは、その中に悪い人があるからリコールしろ、しかもその中の少数のものが策動するおそれがあるという御心配のようでありまして、三分の一以上の同意を得てリコールが、成立する。しかも今度はそれを一般に問うて過半数の賛成を得なければ、その人はリコールにならない、こういうのでありますから、これはなかなか少数の策動ではできないことなんです。つまりそれほど重大な過失を犯した、あるいは不適任と認められたことを考へられる場合においてのみ起るリコールですから、その場合に、そういう人をマークしてリコール制度を置く、これがつまり委員の一人々々を無言のうちに監督するということになるわけですから、それでなければ、リコール制という字句が生きません。ただ、こう私は考へておりますが、どう考へても、どうも全員のリコールという制度はリコールではなくて、要するに委員会の解散あるいは改選を要求するということなんだ。あつて、理論的にもどうも趣旨が違ふのではない。ここで問題になるのは、予備委員を置いたがために起るこういう弊害であるとするれば、それうまでして予備委員を置かなくてもいいんじゃないか、少数の策動があつて、常に不安定だからというあの御説明では、どうもリコール制というものの本来の趣旨からいつて納得できない、こ

う考へるのですが、この点はいかがですか。

○鶴海説明員 予備委員の必要性であります。これは現在戦災復興をやつておきます区画整理事業につきましても、特別都市計画法によつて置かれておるわけでありまして、この置かれておりますゆえんのものは、土地の所有者なり借地権者から委員が選ばれるのであります。その選ばれた所有者なり借地権者の持つておるそれらの権利を転々と譲渡するということが、都会地におきましては、相当頻繁に行われたいわね。そのたびごとに欠員が生じて、欠員補充の選挙をやつておつたのでは非常に煩瑣になるという趣前から、予備委員という制度を設けたわけでございます。

それから次に、リコールの場合なぜ全員をリコールしなければならぬかというお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたのは少数の策動によつて、委員の地位が不安定になると申し上げたのではなくて、委員の中には、少数者を代表する委員もあるんじゃないか。たとへば八分の一なり十分の一を代表する委員もあるわけでありまして、そういう人は、リコールを濫用いたしますと、常に不安定な地位にあることになるわけでありまして、そのことを申し上げたのであります。

○菊川委員 そうしますと、予備委員というものがどうしても必要であるとするれば、リコールによつて一部の者がやめた場合には、これはやはり選挙によつて行ふのであつて、予備委員を繰上げるということはできないのだ、それ以外の資格を失つた場合においては予備委員の繰上げができる、こういうふうにおきめになることが合理的じゃないか、そういうふうに考へるのです。が、こういう点いかがですか。

○鶴海説明員 リコールの制度の立法例を見ますと、個人々々についてやる場合と、それから全体についてやらなければならぬと規定した場合と二つあるわけでありまして。たとえば、森林法の役員の変更請求につきましては、原則として全員について同時にしなければならぬという規定を設けておるわけでありまして。この規定の趣旨は、おそらく私が先ほどから申し上げておりますような趣旨からであるかと思ひます。二つの制度が立法例としてあるわけでありまして、われわれとしては、この審議会の委員につきましては、原案のような行き方が妥当であるかと今でも考へておるわけでありまして。

○菊川委員 その点は、私も研究させてもらいたいと思ひます。

第三の私のお尋ねしたい点は、九十三条の宅地の立体化、これは先般も村瀬委員が問題を提起しておられますが、今細野委員も仰せになつたのですが、建物の共用部分の共有持分をきめる、これは私もわかる。ところがその共有持分となる建物が建つておる土地の共有持分をきめる、これは実際上非常にむづかしいんじゃないか。というのは、たとえば一階平面建でもむづかしいでしようが、いわんや、これが高層建築の場合むづかしい。たとえば、東京都住宅協会がやつておる例の渋谷の宮益坂の九階建か何かの大きな建物ですが、これは建てた後にそれらの部屋を売つたわけですから、建物の共有持分がそれらに所属したてております。あの場合には土地は決して共有じやありません。公有であります。だから土地そのものはだれのものでもない。

い。ただその上に建つておる建物が、それら一画ずつ区切られて買われたわけでありまして。これならばわかるのであります。従つて区画整理をやる場合に、換地として個人々々が持ち寄つた土地をきめて、その上にこういう建物を建てたから、土地も持分がきめられるし、建物も持分がきめられるというりくつになるでしようけれども、実情においては、これはなかなかむづかしい問題だと思ひます。従つて換地をした場合には、こういう立体化の問題を解決しようと思ふならば、換地の部分については、これは区画整理を施行するものが公共的な立場から所有したものである、都がやる場合においては、それは一種の保留地に準ずべきものである。その保留地の上に建てた建物については、そういう換地について所有権があつた人が優先的に共有持分を持ち得る、こういうことにしないと、実際上は換地の土地の持分を与えられたが、これは処分も何もできないものであつて、名目だけのものになる。従つてそういう場合には、共有立体化によつて解決される換地部分に対しては、土地の部分には換地という形で補償するのでなく、それは別の金銭によつて経済的に補償してしまふ。そしてそれを償うものとして、立体化されてできた建物の一部を優先的に持分と認め、こういう建前にすべきじやないか。これはどうも今の所有権というものをいへばと法的に拘り下げて行く場合に、おそらく非常にむづかしい問題が起るころであつて、そういう行き方も新しい時代には起るかもしれないが、ここに踏み入れるならば、今までのそういう所有権の所在という

ものについて、十分にそれらの法務省その他と御研究をなすつておかぬと、ただこの法案だけで簡単に踏み入れるわけに行かない、私はこう思ひますが、それについての御研究はいかがでしようか。

○鶴海説明員 宅地の立体化につきましては、これはまったく新しい制度でありますので、法務省の民事局とも十分打合せの上立案いたしましたものであります。ただいま土地については共有持分を与えずに、公有のとなつておいたかどうかというお話があつたのでありますが、それにはいろいろ事情がございます。まして、原案のような行き方にいたしましたわけでありまして。いろいろのことは、区画整理によりましていろいろの既存の権利を動かすわけでありまして、その跡始末はできるだけ簡潔にいたしました。たとえば、組合が区画整理をやります場合には、土地だけを組合有として残しておきますと、いつまでたつても組合は清算の段階に到達できないわけでありまして、いつまでもあとに尾を引くということになるわけでありまして、既存の権利に對しましては極力権利を与えまして、施行者との関係を絶つてしまいたいて、かように考えたわけでありまして。もう一つは、これをたとへば保留地にしてとつておくということにいたしますと、やはりそれら個人の個人に与えられる権利の価値は、若干でも下るわけでありまして。下りますと、同時にまた先ほど申しましたように、補償とか清算とかそういう仕事があるわけでありまして、その補償なり清算を通じまして施行の費用がかさんで行くことになる

てゐるからお尋ねするわけです。

○鶴海説明員 土地の共有持分の譲渡性につきましては、菊川さんとわれわれの考え方とは、前提条件が違ふと思ひます。われわれは、この土地の持分は、譲渡が可能であると考えております。上の建物とあわせて、その土地の持分を個人に譲渡することについては、将来ともあり得ることでありまして。譲渡を禁止したしておるわけではないのであります。

○菊川委員 これは今この法案を通して事業を行うという立場から見れば一つの便宜な方法としては、それも一つの方法じやないかと思ひます。それは十分に了解できる。だが、一面あとに非常にやつかい問題が起る。というのは、その共有の土地というものはもつてはいるけれども、税金は、わけ方もむづかしいでしようが、とにかくそこに住んでゐる人が話合ひの上で結んで行くけれども、いつまでたつても、これは自分の財産として処分できない性質のものである。全員が同意しなければ、担保にも簡単になり得ない。たとえば三階なら三階の人が、自分の地所はあの中何坪あるんだと言つてみたところ、これはちやうどアパートの廊下とか共同便所と同じことであつて、処分すべき対象にならない。そういうものであるから、これは従来の意味でいう第三者に取引し得るという内容を持つた私有権ではなくなつてしまふ。そこに問題があると私は思つてゐる。このことをおやりになるについて、これが便宜の方法で今日の時代においてはこういうこともしなければならぬのであれば、これも一つの新しいけつこうな行き方であるかと思ひます。それに伴う不安については、何か十分納得の行く部内におけるいろいろ研究があり、また今結論を得ていないが、将来こういう方向へ進み得るといふような見通しを持つてゐるならけつこうなんです、そういう心配をし

○村瀬委員 私はまた資料なんです、が、戦災都市の復興、区画整理の進行状態をこの次に出していただきたい。それは本法の施行によつて戦災都市の区画整理がどのような影響を受けるかを知りたい。影響がないのなら、そんな資料を出していただく必要はありません。そこで、現に施行中の戦災都市の区画整理は、今後どうなるかという問題であります。これは本法第百八条の第三項によつて定められる政令の内容によつて、著しき影響があるかと思ひます。これは建設大臣から説明してもらはないと、政令で補助を何ぽ出すかといふこと目的が一体わかるかどうか。これは現に進行中の戦災都市にとつては、かなり重大な問題であります。それと関係なしにこの法案を通してみても、現に進行中のものが、とんでもない結果になつては困るから、その資料を知りたいために今要求しておるわけでありまして。戦災都市の区画整理が完了しておれば、そんな必要はない。これはききよう官房長で御答弁ができるかもしれませんけれども、時間がないようですから……。

その次は、今菊川委員のお話になつた点であります、私も前会に、宅地

の立体化というのは、非常におもしろい、いい思ひつきだけれども、何か所有権の新たな形態が生み出されるのではないか、従来の所有権の観点とはかわつたものではないかというのを尋ねたのでありまして、菊川委員と同様な感じを持つのであります。但し、その処分は、あなたのおつしやるようにできるであらう。そこで、それに関連した資料ですけれども、一休永小作権というものはどうなつてゐるか、どこ／＼に残つてゐるか。それから、最初に行われたものから今日まで、どういふ処分ができてゐるか。あれは困つた問題で、何とかあれを解消したいという問題が、高知あたりにあつたわけですね。最初永小作権ができまして、歴史が――非常にむづかしい問題であります、ああいう問題が今全国のどこ／＼に残つてゐるか。最初にどれだけあつて、どこ／＼にどれ／＼の面積があつて、その後どういふ経過でどう処分したか。減つたはずでありますから、その資料を出していただきたい。これは宅地の立体化に非常に参考になる問題だと思ひます。

もう一つは、これも今菊川委員がお話になつたものと関連してであります、審議会審議委員のリコール制、これも私前会にお尋ねしたのでありますが、前会では全然原案の趣旨が間違ひであると思つておりました。きょう政府委員の御説明を聞いて、一点だけなるほどと思ふ点もあるのであります。この条文に現れてゐる通りでありますならば、リコール制を置いて、まづたく実施はできません。一人、二人悪い者をリコールしようとするときに、全部やめさせられるとすれば、菊川委員の

おつしやるように、共同して防衛に當ります。でありますから、一人、二人悪くても、自分たちもやめさせられるならば、その悪いことをした人をかばうような立場になります。そういう意味では、全然あつてなきがごとき状態である。ただ一つ、政府委員の御答弁の中に、少数権利者の保護をせねばならないという御答弁、これは非常に重大だと思ひます。それは最初にはばらばらで、みなが自分たちのめい／＼の利益を代表した委員を選ぶであらうが、進行の過程において意見が二つに对立して来た場合――どうも甲と乙とが反対するために、われ／＼の意見が通らない。だから甲と乙とをのけてしまへば、その問題はうまく行くんだ、こういう意見が对立した場合に、甲と乙とをのけるために、一つのグループというか、いわゆる党派根性が二つにわかれた場合に、その少数意見を抹殺してしまうというふうなことも起り得るであらうということを心配してこのグループ制のリコールだということならば、私は非常に特殊な例ではありましようが、そういうことは非常に心配になつて来たわけでありましよう。けれども、その特殊の場合のために全然法文が死文化してしまうことは、せつかくの思ひつきがむだになることであるから、私は菊川委員のおつしやる通り、一人、二人でも、独立して個人についてのリコールが十分できる方法を講じておいて、そのまま予備員を上へ上げてよいと思ふのであります。その際になつてまた選挙をやりますと、やはりその派の人を出すでありますし、最初から予備員をきめておけば、どの党派の予備員かわかり

ませんから、補充する場合にはその予備員がいいかもしれません。それはそれでよいとして、別に少数意見を大勢の力で抹殺して、自分たちの野望を達成しようということを防ぐ方法を一條条設けておくということにしましたならば、りくつは通るのであります。そのうちではなくて、特殊な場合を心配のあまり、全体ができないようにしてしまふことは、せつかくよい思ひつきを死文化してしまふのでありますから、その点は意味をなさぬと思ふのであります。これは資料の要求にはなりませんが、一応お考えおき願ひたいと思ひます。

○瀬戸山委員 ほかのことは次会に譲りますが、一つは、今村委員からも触れられた百二十一条の補助金、百十八条の費用の負担の問題で、現行法との関係がわからないので聞いておきたいと思ふ。現行法の解釈という問題であります。御承知のように特別都市計画法の第四條では、都市計画法の第六條の規定を適用することになつてゐる。なお都市計画法の第六條の二では「政令ノ定ムル所ニ依リ國ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ負担ス」となつておりましよう。さらに特別都市計画法施行令の第九條には、さつき細野委員が言われましたように、いろいろの項目にわたつて補助の率を定めてありますが、このつながら、どういふふうになつてゐるか、わからないので、説明をしていただきたいと思ひます。

○鶴海説明員 このつながら、実は複雑になつておるのであります。特別都市計画法の第四條によりまして、費用につきましては都市計画法の第六條及び第六條の二が適用になつておるわけでございます。それはただいま御指摘の通りでございます。都市計画法の第六條の二によりまして「國ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ負担ス」ということになつておるわけでありましよう。これを具體的に書いたのが、特別都市計画法の施行令でありまして、施行令の九條では補助に切りかわつておるわけでありましよう。実は都市計画法の第六條の政令というものは、現在定められていないのであります。現実には負担と同じような作用を持つておる補助をやつて行こうということでありましよう。補助にあつたつて、施行令の九條で補助が行われておる、さやうなことになつております。

○瀬戸山委員 これはわれ／＼も非常に意慢で、よくわからないのかもしれないけれども、今申し上げたように、都市計画法の第六條の二には、明らかに「國ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ負担ス」とある。それを適用した法律の、しかもこれは昔は勅令でありましたが、今では政令になつてゐる。それをかかつていかへてしまつて――これは内容は一々申し上げませんが、補助の額を四つの分類にわけてあるのですが、これはどういふことなんですか。いまさら言うのもおかしいけれども、この法律を改正するにあつて聞いておきたいのは、法律で二分の一ときめておいて、政令で十分の八以内だと四分の三以内だと、あるいは三分の一以内だと三分の二以内だと――法律で二分の一以内とか十分の八以内とか、二分の一ときめておるのを、政令でいろいろ／＼なふうに変えてきめてあるのがわからないのです。今度整理された法文に關係して来

るわけですが、それはどういふふうにお考えになつておられますか、法律的に伺ひたい。

○瀬戸山委員 私はこの間も冒頭に、法律をつくつても、それを正しく運用しなければならぬということをいろいろ申し上げたのであります。これは実際に驚くべきことだと思ひます。法律で二分の一ときめておいて――これはあなた方を責めるのじやないので。法律をつくるときに、われ／＼はこういうことを考えておかなければならぬから言ふのです。しかし、先ほど細野委員も言われたが、法律を全然実行しておらない。これは政令の定めるところによりというの、ただ補助の手續などを政令で定めるのであつて、補助の額といふのは、國の負担は二分の一とちやんと法律できまつておる。政令というの、その手續の規定をどういふふうに変更するかといふことをきめるだけであつて、それがなければ堂々と二分の一を予算に組んで補助しなければならぬ。ところが別の法律、いわゆる政令でいろいろ／＼なことを書いていて、今申し上げたやうなこ

るわけですが、それはどういふふうにお考えになつておられますか、法律的に伺ひたい。

○瀬戸山委員 私はこの間も冒頭に、法律をつくつても、それを正しく運用しなければならぬということをいろいろ申し上げたのであります。これは実際に驚くべきことだと思ひます。法律で二分の一ときめておいて――これはあなた方を責めるのじやないので。法律をつくるときに、われ／＼はこういうことを考えておかなければならぬから言ふのです。しかし、先ほど細野委員も言われたが、法律を全然実行しておらない。これは政令の定めるところによりというの、ただ補助の手續などを政令で定めるのであつて、補助の額といふのは、國の負担は二分の一とちやんと法律できまつておる。政令というの、その手續の規定をどういふふうに変更するかといふことをきめるだけであつて、それがなければ堂々と二分の一を予算に組んで補助しなければならぬ。ところが別の法律、いわゆる政令でいろいろ／＼なことを書いていて、今申し上げたやうなこ

るわけですが、それはどういふふうにお考えになつておられますか、法律的に伺ひたい。

申しますのは、先ほど私勘で申し上げたのでありますが、戦後の改正による規定だそうであります。終戦後においては、何々以内とか限度とかいうようなあいまいな言葉は避けて、国の補助とか国の分担とか申しますものは、これを明確にするという方針のもとにおいて、二分の一というふうになつたのだと記憶しております。しかし、それがいろいろ／＼な財政状態の都合によつて、財務当局自体としては非常に限る場合が往々にして起ることもまた事実であります。そこで戦前のように弾力性を持たせて、最高限を法律できめ

財政部意見によつてこれをやつて行く」といふような希望が、たゞく／＼兆四予算を編成する際に財政当局の方から強く要望せられてまして、補助金等の特例に関する法律案を御審議願つたことは御承知の通りであります。しかし私一個の個人的見解としては、これははつきりした方がよいと思つております。しかし、これは私個人の見解であらうとしまして、政府全般の事情から申し上げますならば、戦争前におきましてそういう法律もあつたのでありますから、その点はやむを得ないものとして、私としても同意したようなわけでは

私が今申し上げましたような事情で、おそろく二分の一以内という規定になったのだ、こういうふうなこの規定の経過を私推測して御返事申し上げます。なお御要水がありまして、次会までには文書で明確にその間の事情を御回答申し上げます。

二分の一以内という見

ではありません、よいか悪いかは委員会で決定いたします。二分の一ということでは決定されている法律を実施しないで今日に至つたそのいきさつを、文書で本委員会に示していただきたい。すべての法律が法律通りに施行されないことは、意味のないことでありますから、その施行されなかつたゆえんを、ぜひ文書によつて示してもらいたい。それによつてすべての法律をつくるべきの心構えをきめなければなりません。それだけ注文して本日は終了します。

○久野委員長 残余の質疑は次会に譲ることといたします。

○久野委員長 先ほど設置することに決定いたしました水道に関する小委員会の小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願つたのでありますが、小委員には

内海 安吉君 岡村和右衛門君
瀬戸山三男君 田中 角榮君
佐藤虎次郎君 堀川 恭平君
松崎 朝治君 赤澤 正道君
村瀬 宣親君 中島 茂喜君
志村 茂治君 山田 長司君
菊川 忠雄君 細野三千雄君
只野直三郎君

小委員長には田中角榮君、以上の諸君をそれぞれ指名いたします。
本日はこの程度にて散会いたします。

午後零時四十七分散会

建設委員會議録第十六号中正誤

頁 段 行 誤 正	
三	二 末六 第三項 第十二条第二項
三	一 末六 旧組合土地整理組合連合会 旧組合土地整理組合連合会
〃	二 二 訴訟訴訟 訴訟、訴訟

昭和二十九年四月十六日印刷

昭和二十九年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局